

坂町で災害廃棄物の緊急搬出が開始されました

平成 30 年 8 月 2 日

1 要旨

坂町において発生した災害廃棄物について、周辺の生活環境に支障を生じるおそれがあることや、一次仮置場のヤードを早急に確保する必要があることから、対象となる災害廃棄物を緊急的に搬出・処理する。

2 緊急搬出の対象とする仮置場、廃棄物量等

対象仮置場	災害廃棄物搬出量
小屋浦小学校グラウンド（住民用仮置場）	600 トン（ 800 m ³ ）
北新地運動公園（一次仮置場）	3,200 トン（ 4,300 m ³ ）
計	3,800 トン（ 5,100 m ³ ）

【主な廃棄物の種類】

混合廃棄物（片付けごみ主体）



畳



流木



3 運搬・処理の内容

- 小屋浦小学校グラウンドに持ち込まれた混合廃棄物等を北新地運動公園（一次仮置場）に運搬する。
- これと並行して北新地運動公園に既に搬入されている混合廃棄物等をコンテナに積み込み、海田岸壁からコンテナ船で県外（民間産業廃棄物処理業者）に搬出し、処分する。

